

議決権行使および エンゲージメントのガイドライン ー北米（米国およびカナダ）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（以下「SSGA」）の米国およびカナダにおける議決権行使およびエンゲージメントの指針は、米国およびカナダ市場上場企業における様々なコーポレートガバナンスの枠組みと慣行を記述する。本ガイドラインは、SSGA が企業に議決権を行使しエンゲージメントするアプローチを詳細に記載した、包括的な『SSGA グローバル議決権行使およびエンゲージメントの原則』を補完しており、それと『SSGA 利益相反に関するガイドライン』と合わせて読まれるべきものである。

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー北米（米国およびカナダ）

SSGA の米国およびカナダ（北米）における議決権行使およびエンゲージメントの指針は、取締役会構成、監査に関する問題、資本構成、幹部報酬、環境と社会その他のガバナンス関連問題などの分野を取り扱う。

世界市場の企業に対して議決権を行使しエンゲージメントを行う際に、**SSGA** は **SSGA** が顧客口座の長期的な経済価値を守り増大させると **SSGA** が信ずる方法について市場毎に固有の事情を考慮する。**SSGA** は、企業がそれぞれの市場における適用法令に加えて、国毎に固有の最良実践指針とコーポレートガバナンス規範を順守するよう期待している。**SSGA** がグローバル議決権行使方針で必須であると信ずる基本的理念が、該当国の法規制上考慮されていないと判断される場合、**SSGA** のグローバル基準に照らして考える。

北米企業のコーポレートガバナンス問題の分析と調査を行う際に、**SSGA** はあらゆる企業が透明性のある行動をとり、取締役候補者の経歴、取引関係、執行役報酬やその他株主の長期的利益に影響を与え得る事項について詳細な開示を行うことを期待する。更に、**SSGA** は、投資家スチュワードシップグループ（**ISG**）の創立メンバーとして、米国内上場企業がコーポレートガバナンス原則を遵守しているかについて積極的にモニタリングを行う。同原則による“遵守もしくは説明”への期待に沿うべく、**SSGA** は、原則の遵守状況を積極的に開示することを企業に推奨する。原則が遵守されておらず、公開情報や企業との対話においてガバナンス構造の意図が十分説明されない場合、**SSGA** は筆頭独立取締役の選任に反対することがある。

SSGA の議決権行使およびエンゲージメントの理念

SSGA の見解では、コーポレートガバナンスと持続可能性の問題を投資プロセスの不可欠な要素と位置付けている。アセットスチュワードシップチームは、コーポレートガバナンスと会社法、報酬、会計に加えて環境および社会的問題についての専門知識を持つ投資専門家からなる。**SSGA** は、複雑なコーポレートガバナンス分野を理解するだけの広範な分析能力に裏付けられた強固なコーポレートガバナンスの原則と慣行を確立している。**SSGA** は、行使判断の根拠となる考え方や実務上の問題に関する洞察を得るために、企業に対してエンゲージメント活動を行う。**SSGA** は、株主価値の最大化に沿う形で重要な株主の懸念と **ESG** 問題に対処するべく、率先してエンゲージメント活動を行う。

同チームは、**SSGA** のファンダメンタルアクティブ運用チームや、その他の運用チームのメンバーと協調し、発行体へのエンゲージメントと会社固有のファンダメンタルズに関する情報収集の面で協力しながら活動を行う。**SSGA** は、北米市

場における広範なコーポレートガバナンス関連方針の問題に対処しようとする様々な投資家団体にも所属している。

SSGA は、国連責任投資原則（**UNPRI**）に署名しており、投資家スチュワードシップグループ原則にも準拠している。

SSGA は、持続可能な運用に注力するとともに、適切で **SSGA** の受託者責任に沿う場合には、環境、社会およびガバナンス（**ESG**）原則を運用やコーポレートガバナンスの実務に取り入れることに努めている。

取締役と取締役会

原則的には、取締役会の主たる責務は、株主価値を保全、強化し、株主の利益を守ることにある。その主たる責務を遂行するため、取締役は計画の策定に始まり、幹部経営者の監視、持続可能性問題に関連するリスクなど会社の事業から発生するリスクのモニタリングに至る活動を担う。加えて、良好なコーポレートガバナンスは効果的な内部統制とリスク管理制度の存在を必要としており、これらについても取締役会が統制する必要がある。

SSGA は、能力、専門性および独立性のバランスが取れ、適切に構成された取締役会はガバナンスが良好な企業の基礎を形作ると考える。**SSGA** は、取締役会の質が取締役の独立性、取締役継承計画、取締役会の多様性、評価および刷新と企業のガバナンス実践の尺度になると考えている。**SSGA** は、取締役の選任・再任議案に、取締役会の質、一般的な市場慣行や取締役のスキルと専門知識に関する情報など様々な要素を考慮した上で、ケース・バイ・ケースで賛成票を投じる。原則として、**SSGA** は、独立取締役が、良好なガバナンスと健全ながガバナンス方針の確立のために重要であると考えている。十分に独立性のある取締役会は、株主利益保護のためにもっとも効果的な経営監視と監督機能を発揮することができる。

取締役関連議案は、株主に対して提出され、取締役会の構成を扱うか会社の取締役会メンバーに影響を及ぼす案件に関わる。どの取締役候補者を支持するかを判断するに当たり、**SSGA** は数々の要因を考慮する。

取締役の選任

SSGA の取締役選任方針は、会社が適正なガバナンス実践を示しているか、あるいは会社が好ましくないガバナンス実践を見せているかを定める会社のガバナンス特性に着目する。**SSGA** がガバナンス実践を評価する際に考慮する要因は、必ずしも以下に限定されないが、以下の通りである。

- 株主権;
- 取締役会の独立性

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー北米（米国およびカナダ）

- 取締役会の構成

会社が適正なガバナンス実践を示しているならば、SSGA は、取締役が該当する上場基準または現地の市場慣行基準に照らして独立取締役に分類されるはずであると考えている。その場合、取締役会の主要監督委員会は、独立性の最低基準を満たす必要がある。したがって、SSGA は、適正なガバナンス実践を持つ会社において取締役候補者が該当する上場基準または現地の市場慣行に照らして非独立と分類され、かつ取締役会の主要委員会（報酬、監査、指名、または現地の市場基準により完全に独立であることを要する委員会）に所属する場合には、その候補者に反対票を投じる。

逆に、会社が好ましくないガバナンス実践を示している場合には、SSGA は取締役の独立性の分類基準を引き上げるべきであると考えている。そうした状況では、SSGA はすべての取締役候補者を以下の分類基準に照らして評価する。

- 候補者は企業または会計監査人の従業員またはその関係者であるか
- 候補者は企業に職業上の役務を提供しているか
- 候補者は取締役に適切な回数出席してきたか
- 候補者が企業から取締役会関連以外の報酬を受け取ってきたか

会社が好ましくないガバナンス実践を示している場合、これらのより厳格な基準は、主要委員会のメンバーである取締役に限らず、市場慣行が許容する限りすべての取締役に対して適用される。したがって、SSGA は、取締役会が不適切なガバナンス実践を示し、上記独立性基準に照らして独立でないと判断される場合には、（CEO を除く）候補者に反対票を投じる。

さらに、SSGA は以下に基づき投票を見合わせることもある。

- SSGA は、取締役および/またはガバナンス委員会構成員全体の平均在籍年数が過度である場合投票を見合わせることもある。在籍年数の水準を判断する場合、任期別構成および極端に在籍年数の長い構成員の有無や、取締役交替の慣行などの要素を考慮する。
- 取締役会への出席率が 75%を下回り、それに関して十分な説明がない場合
- 2 社を超える公開企業の取締役に名を連ねる公開企業の特定の企業幹部

- 3 社を超える公開企業の取締役に名を連ねる取締役会議長もしくは筆頭独立取締役
- 4 社を超える公開企業の取締役に名を連ねる候補者
- 前年の年次株主総会または臨時総会で発行済株式数の過半数を獲得した株主提案を無視した会社の取締役（ただし、経営陣が提案を拘束力のある会社側提案として投票にかけ、賛成投票を推奨している場合はその限りではない）
- 株主価値に負の影響を与える会社定款の採用や変更を、株主総会に諮ることなく一方的に採用した会社の取締役
- 過去 5 年間の間に幹部報酬と業績との間に弱い関連性しか見られない場合の、報酬委員会メンバーの取締役
- 会計監査人に支払われる監査外報酬が全報酬の 50%を超えている場合の、監査委員会メンバーの取締役
- 自らの職責を怠ってきたと考えられる取締役

また、SSGA はラッセル 3000 指数の構成企業および TSX 上場企業については、少なくとも 1 名の女性取締役が取締役会メンバーに在籍することを期待する。この期待水準を満たしていない場合、指名委員会議長か、企業に指名委員会が無い場合は必要に応じて取締役会リーダーに反対票を投じる。更に、ラッセル 3000 指数の構成銘柄で 4 年連続してこの期待水準を満たしていない場合は、指名委員会の再任候補全員に反対票を投じる。

SSGA は S&P500 指数構成企業で、R-Factor™⁽¹⁾ スコアが劣位にあり、同スコアを改善するための計画を明確に示せない場合は、取締役に対して議決権行使判断で対応する場合がある。

⁽¹⁾ R-Factor™は、企業の事業運営パフォーマンスと、企業が属する業種における財務上重要な ESG 要素に関するガバナンスを評価するために SSGA が開発したスコアリングシステム。

取締役関連議案

SSGA は、一般的には以下の取締役関連の提案に賛成票を投じる。

- 取締役の責任の解除。ただし、係争中の訴訟、行政による調査、詐欺、その他重大な懸念事項がないことを条件とする。
- 原因の有無に関わらず株主が取締役を解任できる権限を回復させる提案

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —北米（米国およびカナダ）

- 株主が取締役会の空席を埋めるために取締役を選任することを認める提案、および
- 会社、取締役会、または報酬委員会の報酬コンサルタントの利用に関する情報開示を求める株主提案。

SSGA は、一般的に以下の取締役関連提案に反対票を投じる。

- 取締役候補者が選任される前に当該企業の株式を多数保有しなければいけないという要件
- 「詳細が総会の前に公開されていないその他の議案の処理」に関する提案で、賛成票が結果的に白紙委任となり得る提案、および
- 取締役1名につき2名の候補者を立てるよう要求する株主提案。

多数決

SSGA は、一般的に取締役の選任のための投票では多数決原理を支持する。

SSGA は、一般的にある特定の諸規定を可決または撤回するのに投票数（すなわち投票株式数）の単純過半数を要する付属定款の変更に賛成票を投じる。

年次選任

SSGA は、一般的に取締役の年次選任の確立を支持する。取締役の独立性、主要委員会の独立性の全般的水準に加えて、ライツプランの有無を考慮する。

累積投票

SSGA は、取締役選任に関して累積投票法を支持しない。

会長とCEOの分離

SSGA は、会長とCEOを分離する提案については、会社の業績とガバナンス構造全般などについて、またこれらに限定されず、数々の要因を考慮し、ケース・バイ・ケースで分析する。

しかしながら、会長とCEOが兼任されており、かつ筆頭独立取締役が指名されていない**S&P500** 指数の構成企業については、取締役会議長もしくは指名委員会メンバーに対して議決権行使で対応する場合がある。

プロキシ・アクセス

一般に、プロキシ・アクセスは全ての長期的株主価値に関して、基本的な権利かつ説明責任のための仕組みであると**SSGA** は考える。**SSGA** は、プロキシ・アクセスに関する提案をケース・バイ・ケースで検討する。**SSGA** は、経営陣

が企業の置かれた状況に応じて経営プロセスを設計できる柔軟性を残しつつ、長期的株主価値を強化するような条件を定めた提案を支持する。

SSGA は、その他全ての提案は条件を精査したうえで、株主権向上の精神に基づく提案を支持する。

検討事項には、以下に限定されず、以下が含まれる。

- 議案で提案された保有株式数の閾値と保有期間
- 議案の拘束力
- 毎年株主が指名できる取締役数
- 会社のガバナンス構造
- 株主権
- 取締役会の実績

年齢/任期制限

一般的に、取締役交替や継承の実績が乏しいか、過度に長期間在任している取締役が多勢を占めている場合を除き、年齢および任期の制限には反対する。

取締役報酬の承認

一般的に、**SSGA** は、金額が市場または業界の他の企業と比較して法外に高額でない限りにおいて、取締役報酬を支持する。**SSGA** の判断に当たり、**SSGA** は報酬が過剰に既存株主の持分を希薄化するかどうかを検討する。

免責

一般的に、**SSGA** は、取締役のその職務の遂行に関連した不誠実な行為、重大な怠慢、不注意が無かった場合に、取締役の責任を制限、免責を拡大、および/または免責と賠償責任に対する保護を拡大する議案を支持する。

任期別取締役会制度

SSGA は、一般的に取締役の年次選任を支持する。

秘密投票制度

SSGA は秘密投票制度を支持する。

取締役数

SSGA は、取締役数を固定しようとするか、あるいは取締役数の範囲を指定する提案を支持し、株主の承認なしに経営陣に特定の範囲を超えて取締役数を変更する権限を与える議案には反対票を投じる。

監査関連の問題

会計監査人の承認と監査報酬の承認

SSGA は、企業が市場慣行に照らして適切に監査報酬と非監査報酬を開示し、監査報酬が過大でないことを条件に、会計監査人の承認を指示する。SSGA は、前年度中に当該会計監査人に支払われた報酬総額の 50%以上が非監査報酬で占められている場合、監査報酬が過大であるとみなす。

SSGA は、当該企業の監査法人とコンサルタントが同一または関連会社である場合、両者の関係の開示を支持し、既に監査業務を実施している企業との経営に関する重要なコンサルタント契約締結を最終的に承認するための選考委員会の設置を支持する。

「その他の」報酬に新規公開、破産再生手続き、およびスピコンオフに係る報酬が含まれていて、会社が標準的「非監査報酬」の例外と判断されるそうした報酬の金額と性格を一般に開示している状況においては、そうした報酬を、非監査報酬が過大であるか否かの判断を目的とした非監査報酬の監査報酬、監査関連報酬および税の法令順守に対する比率の計算で考慮される非監査報酬から除外することが認められる。

SSGA は、会計監査人の免責および会計監査人が年次株主総会に出席することを要件とする議案を支持する。¹

資本関連の問題

資本構成に係る議案には、経営陣による、会社の資本構成を変更する基本定款の改定の承認要請がある。

もっとも一般的な要請は、通常は株式分割や株式配当に関連した発行可能株式総数の増加に対するものである。通常、不合理なまでに株式を希薄化することがなく、普通株主の権利を強化する要請は支持する。発行可能株式総数の提案を考慮する場合、承認する通常の閾値は、現在の発行可能株式数に対して 100%である。しかし、会社が特定の必要性または目的（合併、株式分割、成長目的など）を提示する場合には、閾値を増加させることがある。すべての議案は、会社固有の財務状況を考慮に入れた上で、ケース・バイ・ケースで評価される。

発行可能株式総数の増加

一般的に、SSGA は、一般的な企業目的のために現在の発行可能株式総数の 100%まで発行可能株式総数を増加させる提案を支持する。

SSGA は、特定の企業目的のために現在の発行可能株式総数の 100%に加えて、米国およびカナダ企業の場合その 50%まで増加させる提案を支持する。

閾値を適用する場合、SSGA は、合併、買収や株式分割など特定の必要性の性格も考慮する。

発行可能優先株式総数の増加

SSGA は、優先株式総数を増加させる議案にはケース・バイ・ケースで投票する。

一般的に、SSGA は、会社が議決権、配当、転換その他係る株式の権利を特定し、優先株式の発行条件が合理的である場合には、優先株式の承認議案に賛成票を投じる。

SSGA は、「抜爪された」ブランク・チェック優先株式（買収防衛には使えない株式）を創設する議案を支持する。しかし、SSGA は、特定目的のために株式が発行されておらず、確保もされていない場合、ブランク・チェック優先株式の発行可能株式総数を増加させる議案に反対票を投じる。

不平等議決権

SSGA は、優先的議決権を有する新しい種類の普通株を創設する権限を与える議案を支持せず、議決権、転換権、配当分配権、その他の権利を特定しない新しい優先株式の種類には反対票を投じる。さらに、SSGA は、ブランク・チェック株式（議決権についての明確な規定がない株式種類）あるいは既存株主の議決権を希薄化するような種類の株式を導入する資本構成の変更を支持しない。

しかし、SSGA は、他の種類の株式または不平等議決権、またはその両方を除外するような資本構成の変更を支持する。

合併と買収

企業の合併と組織変更は、しばしば、再法人化、再編、合併、清算、その他企業の大きな変更に関する議案を伴う。

株式価値の増大または企業の業務効率性の改善が示される場合、株主利益を最大化する提案は支持される。

一般的に、経済的に健全でないか、株主権を破壊すると見なされる条項は支持しない。

SSGA は、一般的に株主価値を最大化する取引を支持する。検討事項には、これらに限定されず、以下が含まれる。

- オファー・プレミアム
- 戦略的合理性
- 取締役または経営陣、またはその両方の利益相反など、推奨される取引のプロセスの取締役会による監視

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —北米（米国およびカナダ）

- オファーがプレミアム付で提供されていて、それ以上に高い買い手がいないオファー
- 流通市場価格が純資産価値に比べて相当に低い場合でのオファー

SSGA は、以下を検討した上で取引に反対票を投じることがある。

- 特に米国以外の市場で起こり得る、当該株式の流動性が低く、行使結果が少数株主に損害を与えるオファー
- より高値での応札または他の買い手が付くと合理的に期待されると **SSGA** が考えるオファー
- 行使時に、株式の市場実勢価格が買収価格を上回るオファー

買収防衛策

通常は、基本定款または付属定款に条項を追加するか削除するような経営陣の要請に関する議案は敵対的買収を防衛する効果を持つと考えられる。こうした議案の大半は、敵対的買収を困難にするか経営権の変更が生じた場合に現職の経営陣を保護する条項を追加しようとする経営陣の企てを扱っている。

株主権を低下させるか現職経営陣の立場を強化する効果を持つ議案は支持しない。

合併やその他の提案を望むかどうかの選択権を与えるなど株主権を強化する議案は支持する。

ライツプラン

米国：**SSGA** は、ライツプラン（「ポイズン・ピル」）の導入に株主の承認を必須とする規定および各種買収防衛策関連の条項の廃止を支持する。

一般的に、**SSGA** は、米国企業のライツプラン（「ポイズン・ピル」）の採用または更新には反対票を投じる。

SSGA は、ライツプラン（「ポイズン・ピル」）の変更賛成票を投じる。ただし変更後のライツプランの条件の方が、敵対的買収オファーを受け入れる株主の権利にとってより有利になること、

すなわち、以下の条件のいずれかが満たされることを条件とする。(i)トリガー、フリップ・イン、またはフリップ・オーバーが **20%以上**(ii) 最長期間が **3年間** (iii) 買収後の取締役会がそのポイズン・ピルを消却できないようにする「デッドハンド条項」、「スローハンド条項」、「ノーハンド条項」等の規定がないこと。(iv)株主による消却規定（適格オファー条項）があること。これは、適格オファーの公表後 **90日**以内に取締役会がポイズン・ピルの消却をしない場合、**10%以上**を保有する株主が、当該ピルの無効化について議決するために、臨時株主総会の招集または同意書面を求めることを認める規定である。¹

カナダ：**SSGA** はライツプラン（「ポイズン・ピル」）の承認を求める議案については、「新世代」のライツプランに適合しているか、プランの目的を含み、またこれに限らず様々な要素を考量して、ケースバイケースの分析を行う。

臨時株主総会

SSGA は、付属定款で株主に臨時株主総会を招集する権利を与えていない会社での臨時株主総会に関する株主提案に賛成票を投じる。ただし以下を条件とする。

- 会社が株主に同意書面による行動を認めていないか、あるいは
- 会社が株主に同意書面による行動を認めているが、同意書面の保有割合の閾値が発行済株式数の **25%**を超えて設定されている場合。

SSGA は、付属定款で株主に臨時株主総会を招集する権利を（保有割合の閾値を最低 **10%以上**として）与えている会社での臨時株主総会に関する議案に賛成票を投じる。但し以下を条件とする。

- 臨時株主総会を招集できる現在の所有割合の閾値が発行済株式数の **25%超**であること。

SSGA は、臨時株主総会に関する会社側提案に賛成票を投じる。

同意書面

SSGA は、会社が以下の条件を満たす場合には、同意書面による株主提案に賛成票を投じる。

- 会社が付属定款で株主に臨時株主総会を招集する権利を与えていないか、あるいは

¹

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —北米（米国およびカナダ）

- 会社は株主に臨時株主総会を招集する権利を与えているが、臨時株主総会を招集できる現在の保有割合の閾値が発行済株式数の25%超であり、かつ
- 会社が劣悪なガバナンス特性を有している場合。

SSGAは、同意書面による会社側提案にはケース・バイ・ケースで投票する。

絶対多数

SSGAは、一般的にある特定の諸規定を可決または撤回するのに絶対多数を要する付属定款の変更に対抗票を投じる。

SSGAは、絶対多数要件の緩和措置または排除に賛成票を投じる。ただし、当該企業の経営陣がそのような緩和措置や排除を求めるか既に実施している場合を除く。

報酬問題

報酬プランと報償の種類に違いはあっても、報酬プランの分析を導く単純な基本的哲学がある。それは幹部または従業員またはその両方にインセンティブを提供し、彼らの利害を株主の利害に合わせることで株主価値を高める方向に働くプランの条件である。株主が利益を得る場合にのみ参加者も利益を得るプランは支持を得る可能性が高い。

幹部報酬に関する諮問投票制と頻度

SSGAは、経営陣と株主の利害を一致させ、有能な人材を集め、維持し、さらに鼓舞し、経営陣が達成した業績と株主が得る利益との間に正の相関を持たせる上で、幹部報酬が重要な役割を果たすものと考えている。SSGAは、幹部報酬の支払いと過去5年間の業績との間に強い関連性がある場合には、幹部報酬に関する会社側提案を支持する。SSGAは、様々な報酬要素、絶対的および相対的報酬水準、比較対象の選択とベンチマーク設定、長期的奨励金と短期的奨励金の組み合わせ、報酬構成と株主利益および企業戦略や業績との整合性についての十分な開示を求める。さらに、株主には報酬構成と水準が事業上の業績に合わせて決められているかどうかを毎年評価する機会が与えられるべきである。

カナダでは、幹部報酬の諮問投票は一般的ではないため、SSGAは主に企業との対話において報酬プランを評価する。

従業員株式報酬プラン

SSGAは、株式報酬提案を検討するに当たり数々の基準を検討する。一般的に、SSGAは業績または給付基準を欠くプランに反対票を投じることはない。むしろ株式報酬プランに反対票を投じることに繋がる主な判断基準は、

過剰な議決権の希薄化 希薄化効果の評価に当たり、SSGAは提案されたプランを100%支給するのに必要な株式数、授権済未発行株式数、および発行済未行使株式を、希薄化後の株式数で割る。SSGAは、その数値を会社の業種など一定の条件に照らして検討する。

オプション給付の履歴 過去3年間における過大なオプション給付。5%から8%を超える給付履歴パターンを提供するプランは支持しない。

価格再設定 SSGAは、価格再設定が明示的に容認されているプランには反対票を投じる。会社が水面下のオプション価格再設定の事例を持つ場合には、プランを支持しない。

それ以外には以下の判断基準がある。

- 参加者数あるいは適格者数
- 与えられる報償の種類
- プランの対象期間

SSGAが好ましくないと評価し、合わせて提案に反対票を投じることに繋がる数々の要因がある。

- 個人または極めて少人数の参加者からなるグループへの給与
- プランまたはその改定の株主による承認を当てにした「フライング（Gun-jumping）」給与
- 取締役会が株主の承認なしに「水面下の」選択肢をやり取りする権限—これは前述の実際の価格変更行為ではなく、オプションの価格変更を行う会社の権能と関係する
- オプションを行使する管理職に対する市場金利を下回る金利での貸付
- 公正市場価値を下回る価格でオプションを給付する権能
- 経営権変更時に自動的に起こる権利発生加速、および
- 過大な報酬（過度な希薄化につながるとSSGAが見なした報酬制度など）

自己株式取得 会社が、自己株式取得プログラムとオプション・プランから生じる希薄化の相殺を明確に結びつけ、会社が自己株式取得の金額を完全に開示する場合、投票時の希薄化の計算は買戻しの効果を反映して調整される。

会社が、(i) 明確に自己株式取得プランを提案する意図を表明していないか、あるいは(ii) 買い戻す自己株式の株式数および

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン —北米（米国およびカナダ）

び (iii) 買戻しが可能となる市場価格に対するプレミアム/ディスカウントの範囲を示していない、(iv) を自己株式取得の時期を開示していない場合には、そうした自己株式取得プランを希薄化計算に反映しない。

162(m) プランの改定 プランが上述の SSGA の判断基準を満たしていないが、主に内国歳入法セクション 162(m) 課税控除制限からの業績基準の特例措置に適合となるように設計された報償とともに用いられる特定の業績基準を追加する改定であるならば、SSGA はプランを改定する提案を支持する。

従業員ストック・オプション・プラン

SSGA は、一般的に適正市場価格の 85% 以上の行使価格での自己株式取得プランに賛成票を投じる。しかし、SSGA は市場慣行を考慮に入れる。

報酬関連議案

SSGA は、一般的に以下の提案を支持する。

- 財務または報酬関連の情報開示を適切な範囲で拡充すること、および
- 独立した報酬委員会がない場合の役員退職福利の開示要求。

SSGA は、一般的に以下の提案に反対票を投じる。

- 非常勤取締役および監査役への退職慰労金

その他通常議案

SSGA は、一般的に以下のその他通常的ガバナンス関連議案を支持する。

- 会社提案候補者に対抗する候補者リストに関連した選任投票に伴うすべての適切な委任状勧誘経費の支払い
- 企業統合に関する準備活動からの撤退
- 経営陣と独立して行動する株主の権利に対する制限を廃止する提案
- 提案が承認されなければ会社が倒産する場合の会社の清算
- オプション価格再設定を株主による投票にかける株主提案
- 本方針に明記されていない、会社定款および付属定款の全般的更新または改訂。ただし、当該改訂によって株主の権利が低下すると合理的に予測される場合（取締役の

任期制限の拡大、定款を変更するための株主投票要件の変更、変更の理由についての情報開示が不十分なことなど）を除く。

- 会社名の変更
- 付属定款または定款の改訂には株主の承認を必須とする規定
- 年次株主総会の日時または開催場所、またはその両方を変更する妥当な会社側提案
- 反グリーンメール条項の廃止、禁止あるいは採用
- 発行可能株式総数が比例案分で削減される株式併合を実施する会社側提案、あるいは上場廃止を回避するために株式併合を実施する提案
- エクスクルーシブ・フォーラム条項

SSGA は、一般的に以下のその他通常的ガバナンス関連議案を支持しない。

- 自社株式の取締役在任期間中における売却禁止を求める提案
- 現在の所在地よりも好ましくない属性を持つと SSGA が考える場所での再法人化
- 現在の予定または開催場所が不合理でない場合に年次株主総会の日時または開催場所あるいはその両方を変更する株主提案
- 議案として提示されるその他事業を承認する提案
- 付属定款を改定する独占的な権限を取締役に付与する提案、および
- 提案を支持するやむをえない事情がない場合に、株主総会の定足数要件を発行済み株式数の過半数以下にまで削減する提案。

環境および社会的問題

受託者として、SSGA は重大な環境および社会的（持続可能性）問題について企業と対話するにあたり、包括的なアプローチを取る。重要かつ重大なテーマに関する SSGA の見解について、企業とのコミュニケーションや市場参加者への啓蒙を目的としてエンゲージメント、議決権行使および先駆的思考の開示を通じ、発言と議決権を活用する。SSGA のアセットスチュワードシッププログラムの優先付けプロセスによって、ポートフォリオの持続可能性リスクを軽減するためにエンゲージメントや議決権行使により対応する企業を特定することが可能となる。エンゲージメントでは、SSGA の優先テ

議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン ー北米（米国およびカナダ）

一貫した内容や、企業との長期的関係を築くために広範な議題を取り上げる。議決権追行使においては、重大な持続可能性に関する事項を取り扱う株主提案が、企業の現状の実践や開示と市場慣行に照らし合わせて、長期的な株主価値に寄与するか否かを根本的に考慮する。

SSGA の環境および社会的問題に対するアプローチに関する詳細は、「環境および社会的問題に係るグローバル議決権行使およびエンゲージメントのガイドライン」を参照されたい。

重要なリスク情報

本資料は、SSGA が作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承ください。

APAC:

Australia: State Street Global Advisors, Australia, Limited (ABN 42 003 914 225) is the holder of an Australian Financial Services Licence (AFSL Number 238276). Registered office: Level 17, 420 George Street, Sydney, NSW 2000, Australia Telephone: +612 9240-7600 • Facsimile: +612 9240-7611

Hong Kong: State Street Global Advisors Asia Limited, 68/F, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong. T: +852 2103-0288. F: +852 2103-0200.

Japan: State Street Global Advisors (Japan) Co., Ltd., Toranomon Hills Mori Tower 25F 1-23-1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 105-6325 Japan. T: +81-3-4530-7380. Financial Instruments Business Operator, Kanto Local Financial Bureau (Kinsho #345), Membership: Japan Investment Advisers Association, The Investment Trust Association, Japan, Japan Securities Dealers' Association.

Singapore: State Street Global Advisors Singapore Limited, 168, Robinson Road, #33-01 Capital Tower, Singapore 068912 (Company Reg. No: 200002719D, regulated by the Monetary Authority of Singapore). T: +65 6826-7555. F: +65 6826-7501.

EMEA:

Abu Dhabi: State Street Global Advisors Limited, Middle East Branch, 42801, 28, Al Khatem Tower, Abu Dhabi Global Market Square, Al Maryah Island, Abu Dhabi, United Arab Emirates. Regulated by ADGM Financial Services Regulatory Authority. Telephone: +971 2 245 9000.

Belgium: State Street Global Advisors Belgium, Chaussée de La Hulpe 120, 1000 Brussels, Belgium. Telephone: 32 2 663 2036, Facsimile: 32 2 672 2077. SSGA Belgium is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited.

State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Dubai: State Street Global Advisors Limited, DIFC Branch, Central Park Towers, Suite 15-38 (15th floor), P.O Box 26838, Dubai International Financial Centre (DIFC), Dubai, United Arab Emirates. Regulated by the Dubai Financial Services Authority (DFSA). Telephone: +971 (0)4-4372800, Facsimile: +971 (0)4-4372818.

France: State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris branch is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Paris Branch, is registered in France with company number RCS Nanterre 832 734 602 and whose office is at Immeuble Défense Plaza, 23-25 rue Delarivière-Lefoullon, 92064 Paris La Défense Cedex, France. T: (+33) 1 44 45 40 00. F: (+33) 1 44 45 41 92.

Germany: State Street Global Advisors GmbH, Briener Strasse 59, D-80333 Munich. Authorised and regulated by the Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht ("BaFin"). Registered with the Register of Commerce Munich HRB 121381. T: +49 (0)89-55878-400. F: +49 (0)89-55878-440.

Ireland: State Street Global Advisors Ireland Limited is regulated by the Central Bank of Ireland. Registered office address 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. Registered Number: 145221. T: +353 (0)1 776 3000. F: +353 (0)1 776 3300.

Italy: State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano) is a branch of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2. State Street Global Advisors Ireland Limited, Milan Branch (Sede Secondaria di Milano), is registered in Italy with company number 10495250960 - R.E.A. 2535585 and VAT number 10495250960 and whose office is at Via Ferrante Aperti, 10 - 20125 Milano, Italy. Telephone: +39 02 32066 100. Facsimile: +39 02 32066 155.

Netherlands: State Street Global Advisors Netherlands, Apollo Building, 7th floor Herikerbergweg 29 1101 CN Amsterdam, Netherlands. Telephone: 31 20 7181701. SSGA Netherlands is a branch office of State Street Global Advisors Ireland Limited, registered in Ireland with company number 145221, authorised and regulated by the Central Bank of Ireland, and whose registered office is at 78 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2.

Switzerland: State Street Global Advisors AG, Beethovenstr. 19, CH-8027 Zurich. Authorised and regulated by the Eidgenössische Finanzmarktaufsicht ("FINMA"). Registered with the Register of Commerce Zurich CHE-105.078.458. T: +41 (0)44 245 70 00. F: +41 (0)44 245 70 16.

United Kingdom: State Street Global Advisors Limited. Authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Registered in England. Registered No. 2509928. VAT No. 5776591 81. Registered office: 20 Churchill Place, Canary Wharf, London, E14 5HJ. T: 020 3395 6000. F: 020 3395 6350.

Canada: State Street Global Advisors, Ltd., 1981 McGill College Avenue, Suite 500, Montreal, Qc, H3A 3A8, T: +514 282 2400 and 30 Adelaide Street East Suite 500, Toronto, Ontario M5C 3G6. T: +647 775 5900.

United States: State Street Global Advisors, One Lincoln Street, Boston, MA 02111-2900. T: +1 617 786 3000.

Investing involves risk including the risk of loss of principal. The whole or any part of this work may not be reproduced, copied or transmitted or any of its contents disclosed to third parties without SSGA's express written consent.

投資にはリスクがあり、元本を失う可能性もあります。

本資料で参照している商標やサービスロゴは、それぞれの所有者の知的財産です。第三者のデータ提供者は、データの正確性、完全性や適時性に関するいかなる種類の保証を表明しておらず、そうしたデータの利用に関連して発生したいかなる種類の損害についても責任を負いません。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25 階
Tel: 03-4530-7333

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 345 号
加入協会：一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会

© 2020 State Street Corporation. All Rights Reserved.

Tracking Number: 3067982.1.1.APAC.RTL
Exp. Date: 03/31/2021